

徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第五十号

徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（公害審査委員候補者の委嘱期間）

第二条 法第十八条第一項の条例で定める期間は、三年とする。

別表中「(第四条関係)」を「(第五条関係)」に改める。

附則

この条例は、令和七年二月一日から施行する。